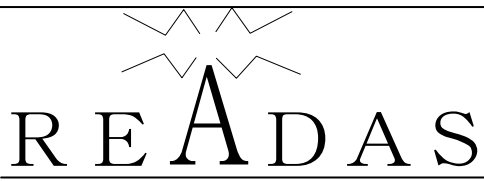


第 5722 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 5月31日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 平成19年3月31日以前の資産に資本的支出をした場合

Q：平成19年3月31日までに取得した資産に、平成28年4月1日以後、資本的支出をした場合は、どのような取扱いになりますか？

A：定額法によることとなります。

【解説】

平成19年4月1日以後に資本的支出を行った場合は、原則として、減価償却資産を取得したものとされており、また、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産に資本的支出を行った場合は、その金額をその減価償却資産の取得価額に加算することができることとなっています。

そんなことから、お尋ねのような場合、どのような取扱いになるのかという疑問が生じますが、従来、平成10年3月31日以前に取得した鉱業用減価償却資産以外の建物（旧定率法により償却しているものに限る）に対して、平成19年4月1日以後に資本的支出をした場合において、資本的支出の取得価額の特例を適用し、その資本的支出の金額を取得価額とする新たな減価償却資産の取得としたときは、その資本的支出に係る償却の方法は、その建物の償却の方法である旧定率法ではなく、同日以後に取得した鉱業用減価償却資産等以外の建物の償却方法である定額法のみに限るという取扱いがあり、平成28年4月1日以後に取得した建物、建物附属設備及び構築物についても同様に取扱われることとされています。

